

宜野湾市地域公共交通推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宜野湾市地域公共交通推進協議会規約第11条の規定に基づく宜野湾市地域公共交通推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、事務局員を置く。

- 2 事務局長は、宜野湾市建設部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、宜野湾市建設部都市計画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) その他事務局の運営に関すること。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宜野湾市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第5条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、宜野湾市において定められている公印の取扱いの例による。

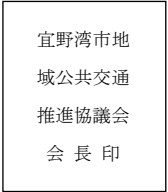
(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月2日から施行する。

別表 (第5条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
宜野湾市 地域公共交通 推進協議会 会長印		かい書	24 x 24	会長名 をもって発す る文書	1	事務局長